

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(女川原子力発電所第2号機の設計及び工事計画変更認可申請(残留熱除去設備主要弁の弁体取替工事等))【5】」

2. 日時：令和5年6月2日(金) 16時30分～18時35分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官、畠山安全審査官、伊藤安全審査官

東北電力株式会社：

女川原子力発電所 保全部長 他13名(うち5名はTV会議システムによる出席)

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1-1 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事の計画の変更認可申請 審査資料一覧
- ・資料1-2 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画変更認可申請の概要
- ・資料2 補足-100-6-1 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について
- ・資料3 補足-100-6-2 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について
- ・資料4 補足-100-6-3 非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について
- ・資料5 補足-100-6-4 原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について
- ・資料6 補足-100-6-5 外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の要目表記載変更について
- ・資料18 VI-2-5-4 残留熱除去設備の耐震性についての計算書
- ・資料23 VI-3-3-3-3 残留熱除去設備の強度計算書
- ・資料25 VI-3-3-6 原子炉格納施設の強度に関する説明書
- ・資料29 8.3 圧力設備その他の安全設備
- ・資料30 女川2号設工認 指摘事項に対する回答整理表
- ・資料31 設計及び工事計画変更認可申請書 申請範囲及び目録

- ・資料 3 5 設計及び工事計画変更認可申請書 V 変更の理由
- ・資料 3 6 設計及び工事計画変更認可申請書 参考資料
- ・資料 4 2 II 7.4 原子炉格納施設の基本設計方針, 適用基準及び適用規格

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	ウエキセトのイトウですそれではこれから女川のへん人のヒアリングを始めたいと思います。
0:00:09	衛藤。今日は幾つか話したいことはあるんですけども、
0:00:15	まずわあ、回答整理表で、資料 30 でいただいている順で、
0:00:24	質問から入りたいと思いますけれども、何かいいですかね。はい、じゃあ始めたいと思います。
0:00:34	質問整理表で、
0:00:39	そうですね、28 わあ、わかりましたというところで、29 ですね、
0:00:46	これはRHRの耐震性計算書で重量等と、
0:00:53	ゴトウをつけてもらったというところかと思えます。
0:00:57	念のため確認させてもらうんですが、重量等の等には何が含まれますでしょうか。
0:01:07	はい。東北電力の鈴木です。
0:01:10	等につきましては弁本体の寸法や、支持構造物、
0:01:15	の設置位置等が関係しますが、今回、全体取りかえに伴うものですので、そちらの値に変更はないということを示してございます。以上です。
0:01:26	はい、セトイトウですそれでその頭の今お答えいただいたところっていうのはまとめ資料のどの辺りに書いてありますか。
0:01:38	他にこのスズキですと、まとめ資料というのを補足説明して審査資料。はい。
0:01:44	審査資料の、
0:01:46	24 ページ。
0:01:50	になりまして、
0:01:54	資料ナンバー2 の 24 ページになります。
0:02:11	ちょっとこちらの今回黄色くハッチングしてございますが、
0:02:16	へえ。
0:02:17	下から 2 行目のところですね。ええ。
0:02:19	インプットデータである弁重量、その他の弁本体の先方及び弁設置する支持構造物の位置、
0:02:27	等について変更はないということで今回追記をしてございます。以上です。
0:02:33	配当ですありがとうございます。24 で別紙 2 っていう、飛んでる元は、20 ページの耐震性に関する説明
0:02:44	変更梅野理由のところかと思えますけど。はい、わかりました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:50	とりあえず、29 番、コメント回答整理表の 29 番については以上です。
0:02:57	それから、お願いしますはい。
0:03:02	原子炉規制庁畠山です。今コメント回答整理表 29 番だったと思うんですけども、
0:03:09	29 番読むと、
0:03:12	補助名称は耐震性計算書っていう形で書かれていて、耐震性に対して直しましたっていう説明の仕方をしてますよね。で、じゃあ、今、先ほどお話のあった、
0:03:26	資料 2 の、
0:03:28	20 ページごろですかね、20 ページごろ開いてもらおうと。
0:03:33	耐震性に関するところは、重量弁本体の寸法、支持構造物の位置について、変更はないということを言っているかと思います。で、耐震性だけでおっしゃってくれて、
0:03:44	東北電力の鈴木です申し訳ありませんの応力計算につきましても、同様の回答になります。そうですね、21 ページの方も同様ですよ。はい。で、回答のところになんか耐震性だけ反映したという形に見えるので、
0:03:58	反映した場所を適切にわかるように記載をいただければと思います。
0:04:04	はい。東北電力の鈴木です。申し訳ありません。そちらは適切に反映するようにいたします。以上です。
0:04:11	はい。よろしく申し上げます。以上です。
0:04:15	はい。規制庁のイトウですそれでは続けます。
0:04:19	回答整理表 30 番 31 番は
0:04:24	わかりましたというところです。
0:04:28	32 番に行かせてください。
0:04:32	ちょっとこの説明、回答内容について説明が欲しいんですけれども、この 28 条と 32 条の機能要求のところ、
0:04:43	五条の地震による損傷の防止で包絡されるため、対象外っていうところこれ包絡されるってどういうことを言ってるのか説明してもらえますか。
0:04:57	はい。東北電力の鈴木です。当初こちらの 28 条 32 条の方に耐震
0:05:04	計算書を記載しておりましたのは、
0:05:07	動的機能維持ということで、耐震の方でも評価をしておりましたので、そちら
0:05:13	28 条隔離機能、また 32 条の ECCS 機能、
0:05:19	この際にも動的機能ということで、耐震

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:22	計算書を用いて説明。
0:05:24	することが、
0:05:26	適切考えており、
0:05:29	考えましたが、
0:05:31	今回、
0:05:34	あくまで補助につき、耐震計算書については、五条に対する評価になる ので、
0:05:41	そちらと耐震に対する動的機能としては5条の方で評価できるというこ とで包絡というふうな言葉を使わせていただきます。
0:05:49	以上です。
0:06:07	沖セイトウです。
0:06:10	等、
0:06:12	今最初におっしゃった28条と32条の動的機能維持というのは、
0:06:22	と、
0:06:24	耐震による耐震性II対象計算書なしでも、
0:06:29	見ることができるっていうそういうことなんですかすみませんちょっとあつ て、
0:06:38	はい東北電力の鈴木です。こちら28条と32条について、
0:06:44	もともと隔離機能、
0:06:47	いやECCS機能については基本設計方針等でも、機能要件がございます ので、通常の耐震以外の機能につきましてはそちらの設計方針に基 づいて設計をしていると。
0:06:59	いうことで考えております。以上です。
0:07:10	はい規制庁井藤です。イメージは何となくわかったんですけどそれと包 絡されるっていう言い方になるのかどうかちょっとわからなくて、
0:07:18	要するに28条と32条の適合性を説明するには、耐震計算書までは必 要ないってそういうことなのかなと思ったんですけど。
0:07:27	包絡されるという言い方で正しいんですか。
0:07:32	東北電力の鈴木です。
0:07:35	すいません今おっしゃっていただいた通りで包絡というよりはあくまで五 条で評価しているというところになりますので
0:07:43	5条を記載したのが
0:07:46	不適切でしたという誤りだったということで今回見直したというところが、
0:07:51	表現として適切かと思えます。
0:07:54	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:55	すいません今、後、何を記載していたのが不適切だったっておっしゃいます。
0:08:02	そう。
0:08:03	五条のた最新評価、耐震経産省の方ですね。
0:08:07	白銅も行ったり、
0:08:12	あ、すいません背弧もう一度お願いします。
0:08:15	はい。耐震計算書の方を、28条と32条の方に、
0:08:20	記載をする必要はなかったというところで、
0:08:26	最後記載を削除するのが適切だったと。
0:08:29	いう。
0:08:30	意味合いでございます。はい規制庁伊藤です。わかりました。はい。ここは北川よろしいですか。
0:08:38	議事録成長タケモチちょっと考え方を確認しておきたいんですけども、今削除するのが適切
0:08:45	おっしゃってたところっていうのは、あくまで、例えば28条であれば、鳥羽オンダ李には隔離装置を施設しなければならないって言っていて、あくまで施設要求がかかっているだけですと。
0:08:56	なので、
0:08:59	要は影響を及ぼさないようにっていう観点については、あくまで
0:09:04	影響を及ぼさないように施設しなければならないっていうふうな書かれているその耐震性の5条の条文で見ているものであって、施設要求だけである、28条については、
0:09:16	耐震性の補助関係は直接しないという整理をしたということによろしいですか。多分、包絡されるというところが、その意味合い。
0:09:27	とはちょっと違うようなとらえ方をしていたので、そういう質問をさせていただいたものと思いますけども、よろしいですかね。
0:09:34	はい。東北電力の鈴木です。はい。今のご認識の通りで考えません。以上です。
0:09:39	はい、わかりました。それがわかるように修正いただければと思います。以上です。
0:09:46	はい。規制庁イトウれ続けます。届けますが33番の前に34番のところっていうのは、32番その下、
0:09:58	内容と何か、何が違うのかよくわかってなくて、これは内容かぶってる気がするんですが、どうなんでしょう。
0:10:05	はい。東北電力の鈴木です。こちらの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:09	ナンバー32 につきましては
0:10:12	残留熱除去系の 28 条と 32 条に関するコメントに対して、
0:10:19	回答したもので、それを踏まえてですねすべての方に見直したと、会社 というものが 34 条、
0:10:26	の、
0:10:28	方に表したものでございます。
0:10:30	以上です。
0:10:32	長くやってることはわかってるつもりでいて、わざわざ分けたコメントとし て扱う必要があるのかわからなかっただけなんですけどそれはわかり ました。これ以上は言えません。はい。
0:10:45	それで、
0:10:46	33 番ですねちょっとこここうワ
0:10:52	すいませんか回答の内容を説明してもらえますか。はい。
0:11:16	はい。特にこのスズキですと、こちら只野会長の方に記載してございま すが、当初SGTS主要弁の業務今日、
0:11:25	についてはの変更記載変更は、実工事を伴うものではありませんので、
0:11:32	影響評価対象外というふうに考えてございますが、考えて技術基準、
0:11:38	17 条について適用条文に該当しないと整理してございました。
0:11:42	しかし本申請に、
0:11:45	置いて
0:11:46	ガイドに基づきますと改造に該当しますので、補足 700-2。
0:11:53	では、共同評価対象に該当するというのを、再度確認してございます。 また改めて弁の設計を確認したところ、プラス 2 弁と、
0:12:03	設計されていることを確認。
0:12:05	しましたので、今回基本設計方針の主要設備リスト。
0:12:10	のAクラスについてAクラス 2 というものに見直すとともに、17 条の審査 対象条文ということで、再度整理しまして共同経産省、
0:12:21	と構造図を添付したものでございます。
0:12:24	以上です。
0:12:31	規制庁井藤です。ずーっと回答内容。
0:12:40	待った以降でクラス、
0:12:44	変更の話あるんですけどそれ以前に、改造の工事なので、
0:12:50	仮にこれクラス 4 でも改造すの工事であれば、強度評価対象であったと そういうそういう理解でいいですか。
0:13:02	はい。東北電力の鈴木です。はい。改造に当たりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:05	風であれば、評価対象だと考えております。以上です。はい。
0:13:10	だから、そもそも強度評価対象だったけれども、対象でないというふうに、
0:13:20	整理していたっていうのがまずあるんですよね。
0:13:24	それは、
0:13:26	それは、
0:13:28	为什么呢よね。
0:13:30	申請の時にそれは拾えなかったんですか。
0:13:52	当局スズキです。発電所側、回答できませんでしょうか。
0:14:04	東北電力の熊谷でございますすいません反応が遅れました。
0:14:09	新生児の方ですね、この部分が気づけなかったかっていうことに対して、
0:14:17	前回もありましたけども申請時においてはですね当該の部分、
0:14:24	基本設計方針の方でクラス4としてございました。
0:14:28	grass4 になってございましたので
0:14:32	この2のガイド上ですね共同計算書については基本方針を提示することで、
0:14:40	憲法を削除して、添付しなくていいという、ガイド造の記載がございまして、計算書としては添付しないと。
0:14:51	いう扱いにと考えてございました。
0:14:56	添付しないので強度計算書、
0:15:00	いらないと、どこにいたしまして17条の適用を受けないと、ちょっと誤った整理をして、し、
0:15:11	していたというのが実態でございます。はい。回答は以上になります。
0:15:17	規制庁伊藤です。すいません今誤った整理をしていたというのは、ごめんなさい今の回答を聞くとクラス4だと、共同計算書を添付しなくてもいいっていうふうに聞こえたんですけどそれがそもそも誤ってたんですか。クラス4。
0:15:31	でも、
0:15:32	つける人があったんですか。
0:15:36	はい。クラス1、東北電力の熊谷でございます。
0:15:40	購入のガイドを見ますとですね、クラス4につきましてはですね、
0:15:47	強度計算書の基本方針を添付することで具体的な強度計算書を、
0:15:55	添付しなくてよいというガイドがございまして。
0:16:00	それをもってですね計算書は添付しなくていいと判断しておりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:07	添付しなくていいという判断の結果からですね
0:16:11	17条の要求を受けないと、考えまして当該の部分についてバツという、
0:16:17	記載をしておいたものでございます。はい、以上になります。
0:16:23	季節イトウですわかりました。手付なくてもいいけど17条の対象ではあったということを見落としていたってことですねわかりましたます。そう。
0:16:33	ちょっとどう、どうして見落としてたのかって、これ以上言ってもあれかもしれないんですけどちょっと次に行くと、
0:16:44	それで、改めて辨野設計を確認したところ、クラス2弁であったと。
0:16:51	で、
0:16:56	この回答整理表もそうです。
0:17:01	資料を、
0:17:03	4ですか資料4の、
0:17:07	1、1ページあたりにも、
0:17:11	クラス2弁として設計されていたと書いてあるんですけど、すいませんこのクラス2弁として設計されていたってところの意味合いをちょっと教えて欲しいんですけども。
0:17:22	要するに何か、新規制以前はどうで新規制のときはどうでっていう、そういうことを説明してもらえますか。
0:17:30	はい。東北電力の熊谷です。
0:17:33	当該の弁につきましては、建設にですね、梅川図書の方で、クラス2弁ということで設計されていることを確認してございます。
0:17:46	工認上はですね、建設当時はですね当該弁使用弁となってございませんでしたので、本人申請上のクラスは、建設時はなかったと、なかったというか
0:17:59	申請をしていないものになってございます。その後ですね主要弁の再整理が行われまして、表現となったな。
0:18:10	でですね、今回ですね、今回というのは、失礼しました。新規制基準に対応するための工認、
0:18:19	その中で土地をベントして、本人の主要設備リストに登場してるもので、
0:18:26	ございます。
0:18:27	で、当行二院
0:18:30	基本設計方針の主要設備リスト上はですね建設時からgrassイオンという誤った記載があったというものになってございます。今回ですね、改めて確認して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:43	同クラス 2 便として申請すが正しいということで今回訂正させていただいているものでございます。説明は以上になります。
0:18:56	はい既設規制庁イトウです。何となくわかりました。それで新規性のと、
0:19:07	新規制の時は、
0:19:11	この、この辺ってというのは、特に改造とかもしていないし、
0:19:18	17 条は特に追加を受けとかないので、
0:19:22	地域性時点では、強度の説明書は、
0:19:26	どっちにしろというか、出す必要はなかったっていうそういう理解でいいんいいですか。
0:19:36	はい。東北電力の熊谷です。ご認識の通りですねクラスリーダ、もしくはクラス 4、いずれもですね、
0:19:46	当該弁に当該弁がですね、新設修理、取りかえ、
0:19:52	改造に当たらないものでございますので、強度計算書を提出するため、提出する対象の設備ではないということで
0:20:03	新規制工認値には整理されておりますので、
0:20:08	おります。はい、ご認識の通りでございます。はい。以上です。
0:20:12	はい、規制庁の井藤です。
0:20:15	大体経緯は、わかりました。それで今回、偏人情でどのように
0:20:27	クラス見直しを示されようとしてるかってことなんですけど、どういう感じになるんですかねたとえ、例えば補正の方針的なところを教えて欲しいんですけど。
0:20:46	はい。原子炉の東北電力のクマガイとフクマないです。
0:20:53	今回の補正の変更のイメージでございますけども、
0:20:58	基本設計方針の主要設備リストにはですね変更前と変更後、記載されてございますので、
0:21:08	そちらのですね変更前からですねクラス 2 とさせていただいて、変更後、変更なしという形で、変更申請をかけさせていただきたいと思っております。
0:21:22	それはですね比較、そのような形の基本設計方針の主要設備リストがつくとともにですね参考資料で、
0:21:33	変更点の比較表つきますので、もともとの基本設計方針の主要設備リストを左に示した上で、
0:21:45	今回の変更したい。
0:21:48	谷津ですね建設時+に変更後、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:54	変更なしという形の主要設備数をですね、対比するような形で申請させていただければと思っております。はい。
0:22:04	ちょっと紙がなくて申し訳ないんですけども、他にあるんだっけ。
0:22:11	東北電力の岡田です。本日の資料のナンバー42をご覧ください。
0:22:22	その中でですね、ページ番号で言いますと、
0:22:27	A、
0:22:41	通しページ番号の 89 ページ目。
0:22:45	になります。
0:22:53	はい。こちらの中程に、非常用が処理系の主要弁としてD46 のF001A、それから 003、Bとして、
0:23:05	へえ。
0:23:07	機器クラスがですね中ほどに載ってございますけれども、こちらの変更前のところ、こちら今回申請させていただきたいという形で、
0:23:17	記載をさせていただいておりますけれどもこちらをクラス 2 と、
0:23:21	いうふうに変更させていただきたいと考えてございます。以上です。
0:23:27	廃棄セットイウトウです。
0:23:29	はい。
0:23:32	それでですね、ちょっと
0:23:37	申請その構成のイメージなんですけど、今回、
0:23:41	資料 31 ですか、31d、
0:23:45	申請ハイモク及び目録っていうところがありますよね。それで、
0:23:52	本を何ページ。
0:23:57	4 ページですか、4 ページで、
0:24:01	減少格納施設の主要設備リスト。
0:24:06	42 分の 32 を除き、
0:24:11	羽根羽根によるというふうに書いてありますと。
0:24:15	これって要するに、
0:24:18	さ 42 分の 32 だっけ。
0:24:22	申請書本文に載ってくるような感じなんですかね。それとも何か違う形を考えてますか。
0:24:34	東北電力の岡田です。
0:24:36	変更がある箇所としてはここに記載の箇所ですけども、申請書としては、一色基本設計方針も載せさせていただこうと考えてございます。
0:24:47	以上です。
0:24:48	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:49	施設をイトウです。はい。一色乗って、
0:24:55	目録と、
0:24:58	申請範囲でもブロックのところ、
0:25:02	解説が入って、参考資料で、その表自体の
0:25:10	変更前と変更後が示されるような、そういうことですかね。
0:25:20	東北電力の岡田です。はい、そのご認識の通りでございます。以上です。
0:25:25	はい。
0:25:26	直接おイトウです。
0:25:32	ちょっと新設本文の話は後から出てきたりもするんですけどとりあえずわかりますと、
0:25:39	それで、
0:25:42	ちょっと気になっていると、功労カー。
0:25:49	新規制工認の時はクラス4として扱っていったものと認識してるんですけども、
0:25:59	今回クラス2、
0:26:03	見直すというか
0:26:05	戻すというかそう、それをやることによって何か他に、
0:26:12	羽根は生じていないのかなっていうか、クラス2 機器として扱っていない。
0:26:19	扱っていただけないようなところがちゃんと、
0:26:26	網羅されているのかなっていうところが気になってるんですけど、そこは、
0:26:30	一応全部チェックされてるっていう理解でいいですか。
0:26:42	はい。原子、東北電力の熊谷でございます。こちらのクラスがですね関係するところとしましては十七条のきよ、
0:26:53	強度計算書に関わる部分ということで確認してございますので、
0:26:58	その他の部分には特段影響がないというふうに考えております。はい、以上になります。
0:27:09	うん。
0:27:12	廃棄施設をイトウです。
0:27:14	へえ。
0:27:15	藤。
0:27:16	規制庁は他にありますか。
0:27:24	江尻規制庁ハタケヤマです。ちょっと、まず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:28	この
0:27:30	申請書全体本部の全体については後程確認しますけれども、
0:27:36	この記載の場所だけでちょっと確認をさせていただきたいのが、
0:27:40	実用炉規則上ご存知の通り
0:27:44	専任の場合においては、
0:27:47	規則の要求上だと。
0:27:50	設計及び工事計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後を対比しやすいように記載しなければならないという要求があるかと思えます。
0:27:59	この要求は、
0:28:01	本文のどこで対比しているという整理なんですかね。
0:28:11	東北電力の長谷川です。すみません。
0:28:14	今ほどおっしゃったのは、例えば今回クラス4とちょっと間違っって記載してたやつをプラスに変えますって言った場合の、その比較をどのようにという。
0:28:26	その通りです。今回お話されていた整理で言えば、この資料の42をそのまま全部載せるという形で、
0:28:36	じゃあ実際、クラス4からクラス2に変更しますっていうところって、この基本設計方針の中でと示されていないっていうことだと思ってるんですね。
0:28:45	で、それは結局どこで代表対比した形になるんですかね。
0:28:59	申請書の中にそれこそ言われている、例えば、申請の人、あと場所、あとは工事計画、添付書類、あとは、
0:29:10	変更の理由とかありますけども、その並びで、変更の前後の比較表っていうのを意識付けることとしてまして、そこに、先ほど参考資料と言ったやつが、多分それに当たると思いますが、
0:29:25	変更の理由の後ろについているやつですよ。これって、本文の扱いでよろしいですか。
0:29:32	本文はあくまでも、ローマ数字2の工事計画にあたります。
0:29:38	9条2項の工事計画は、本文と言っているところで、全部添付されるってことですね。てこと九条2号の工事計画の外ですよ。
0:29:52	この参考資料って、そこを確認、その通りです。比較表ということですね申請書に。はい。
0:30:01	実用炉規則上で言っているのは、
0:30:05	9条2項で行っている工事計画。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:08	については、
0:30:10	設計、
0:30:12	及び、その工事計画に関して、設計及び工事計画の変更に係るものは、変更前と変更後を対比しやすいように記載しなければならないと思います。その外って言われてしまうと、
0:30:24	位置付けがわからないんですけれども、
0:30:28	はい。ただですね、例えばササキ今ほど言った、例えば要目表で、東北電力の長谷川ですけれども、要目表でいうと、かなりわかりやすく、
0:30:40	変更前後の形がそもそも要目表、ローマ数字 2 の工事計画にしています。で、変更前ってというのが、現状の設計結果として、変更後が、
0:30:50	申請をする工事の新たな設計の部分、そこで変更するものはもちろん新たなスペックを変えて、
0:30:58	変更ないものは変更なし、もしくは変更前と同じということを取りたいと。
0:31:02	というようなところで記載しています。ただ今回は、その変更前のところの記載の変更なんで、
0:31:08	ここについては、ちょっとその変更前後記載だとかなり、
0:31:13	うん。
0:31:14	要は、何かの設計を変更するわけではないので、
0:31:18	あくまでも正しいものとしての変更前後をして、それ以外に比較表、別に参考で付けるっていう形にしたいというふうに考えている。
0:31:30	議事録設置ハタケます。今、要目表の例があったので、多少、
0:31:34	脱線するんですけども、その要目表ちょっとよくわからない部分がありまして、今、資料の
0:31:40	4 ページ開いてもらっていいですか。はい資料ナンバー4 ですね。
0:31:44	その 1 ページ開いてください。
0:31:54	ここの 2 ポツのところ、要目表の記載変更の概要ってあるかと思えますんで、
0:32:00	このうち(1)現場小厚さについては、変更前は、
0:32:05	この辺り、ちょっとごめん、これマスキングなんで読み上げませんけども、で、
0:32:10	変更後も、
0:32:12	何とかってあたり、読み上げませんこれは、
0:32:15	機密に当たりますので、
0:32:16	書かれてますよね。
0:32:18	これ、次の次のページいってもらって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:23	3 ページいってもらおうと。
0:32:27	変更前と変更は一致してますね。
0:32:32	じゃあ次、(2)の現場で、厚さと材料。
0:32:36	については、
0:32:37	変更前は、
0:32:39	なっていて、
0:32:40	変更後は、
0:32:41	何とかって数字が書かれています。
0:32:45	材料は、
0:32:46	S25Cって書かれてますと。
0:32:49	変更後に書かれてますね。
0:32:51	さっきの要目表言ってもらおうと、これ変更前に書いてありますね。
0:32:57	ここでまずちぐはぐなところがあって、
0:33:00	これって、どういう整理をされてるんですかね。
0:33:03	で、
0:33:04	加えて申し上げると、
0:33:06	このような記載の適正化に近いような申請は、
0:33:10	有毒ガスの辺に合わせてやられていたと思うんですけども、
0:33:15	その有毒ガスの辺に関しては、変更前はいじってなくて変更後に書いてるんですね。
0:33:19	申請がちぐはぐに感じていて、そこはどういう整理されてるんでしょうか。
0:33:24	はい。東北電力の長谷川です。確かにそこを実は誘導活のところと、若干記載が異なってます。有毒ガスは、
0:33:33	すでに認可を受けた再稼働の設工認の変更後を、
0:33:39	へん人の変更前に変えて、その変更をまたしてるという形にしてます。はい。
0:33:45	ただ、一方で、いろんな他社のプラントも含めて、複数書き方はありまして、今回はですね、
0:33:53	とりあえず、
0:33:54	工事計画っていうのは、1 工事についてのその工事の計画、設計と工事を示すものであって、今回の再稼働の設工認については、まだ工事も実施してない。
0:34:05	要は

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:07	使用前確認を受けて、インサービスされてない状態なので、計画というのはもともと設工認で以前、認可もらったやつです。その計画の変更を行うので、
0:34:19	変更前後がこうどんどんどんどんこう、
0:34:23	なんですか、変わっていくのを、
0:34:26	何だろうな、見やすくするため、
0:34:29	要はもともと従来季節はこうなって、今回の再稼働の設工認、
0:34:35	示した工事は、結局こうなりますっていう、トータルの変更前後という形に今回示してるっていう、すみません、わかりにくくて申しわけ
0:34:47	原子炉規制庁滝山です。ちょっとやはりわからなかったっていうのが率直な意見で、
0:34:58	確かにいろんな申請のやり方はあると思っていて、規則上に沿っている申請のやり方であれば、
0:35:07	良いとは思ってますけども、大前提として、考え方が一致されていることが大前提だと思っています。
0:35:16	で、
0:35:18	今の
0:35:19	申請のやり方をお話聞く限りに、
0:35:23	そこは、
0:35:24	木下考え方なのかっていうのは、ちょっとやはりわからない。
0:35:31	ちぐはぐ感が強いなと思っています。例えばその他社が、
0:35:34	記載の適正化として行う場合においては、
0:35:38	変更前で書いているので、確かにかかります。ただそれに関しては、選任だからとか、工事計画の第1項の工事計画或いは第2項の工事計画の変更だからという、
0:35:51	ことで書き分けているというよりは、
0:35:55	その内容が、その設備に関して、何かしらその影響およぼさないような、
0:36:00	変更、要は工事計画の変更には該当しないようなもの。
0:36:05	材料が、
0:36:07	名称が変わっただけとか、そういったものに関しては、変更もなく、
0:36:10	ただしそこに注記を書いて、説明をするという例をしているパターンが大多数だと思います。そういう例であれば、
0:36:18	仕分けはわかりやすいんですけども、
0:36:20	おっしゃっているところに関しては今回、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:24	先ほどのクラス 4 から 2 変えるっていうところで言うと、強度評価をやり直してますよね。
0:36:32	そういったところにおいて、
0:36:34	従前からやっていたってというのは、
0:36:36	共同評価も申請されていたんでしたっけ。
0:36:41	確認したくなるんですけども、
0:36:44	そこは、検査している貸し出してないからっていうところではないのではないかと考えてます。ちょっとその整理を改めてお聞かせいただけますか。
0:36:54	はい。東北電力の長谷川です。今ほどの、このSGTSの主要弁に限定して、ちょっと今お話しますと、さっき弊社の方から説明あった通り、
0:37:06	建設当時ってまだこん時は、主要弁の扱いとはしてませんでした。ただ、扱いとしてないにせよ、当時の省令、要は技術基準ですね、その要求というのはもちろんあって、その要求に従って当時の機器クラス、
0:37:20	何種機器とか当時はですね、それに基づいて設計をもちろんされてて、現状でいうと、現在で言うこのクラスに、
0:37:29	弁の扱いで、設計もされてました。で、この弁については電事法自体、要は、途中から、要は審査の変遷で主要弁っていう扱いが明確になってきて、
0:37:42	みなし認可っていうんですかね、案という扱いになってました。みなし認可って何かっていうとその時点で、技術基準には適合していると、いうふうにみなされているというような状況ですので、
0:37:55	実際、強度計算書として、建設時の工認の申請書にはつけてないものの、そこはちゃんと十四条の要求は満たした状態で、
0:38:07	認可いただいているというような状態というふうに考えてます。
0:38:13	議事録規制庁ハタケヤマです。おっしゃるその部分はわかります。確か久慈時代とかの時の
0:38:20	3 週間。
0:38:22	つかんじゃないかこれは、
0:38:24	最終の弁だったかなと推察します。ちょっとあまり確認しないですが古い話なので、その上で、当時は記載しなくて見直しなんですっていうところの趣旨は、すでに中、
0:38:35	木野市で売っていただいている、既工事計画書に記載がないため、記載の適正を行いますと。
0:38:42	ということが説明されているものだと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:44	思っています。
0:38:46	で、そこまでは理解してます、理解したつもりです。
0:38:50	今回それが、
0:38:54	工事計画の変更にあたらないと整理しているのか、当たると整理しているのか、そこがよくわからなくて、
0:39:10	クラス 4 からクラス 2 に変えることは、実用炉規則上の
0:39:14	工事計画の変更に該当しますか、しませんか。はい。東北電力の長谷川です。もしクラス 4 棟設計してたものに対して、その設備をクラス 2 と、
0:39:26	ということで、新たに設計を変更するというのであれば、そこは申請の対象になると、いうふうに認識してます。
0:39:35	そうですね。で、先ほどお話をされていたように、確か発電所の方がお話をされていたように、
0:39:46	SA工認の時にはクラス 4 として申請をしていって、
0:39:52	たつもりなんですよ。つもりですよ。
0:39:55	で、それは、
0:39:57	申請書の中に出てこないんですよ。そのご説明であれば、設計の変更でしかないんじゃないですか。
0:40:04	はい。東北電力の長谷川です。
0:40:07	再稼働の設工認の時には、ちょっと先ほどもちょっと話が出ましたが、ここもともとみなされてる状態で、
0:40:17	まず大前提として、こちらクラス 2 の間違いでしたと、というのが結論になるんですけども、
0:40:24	クラス 4、
0:40:25	そして申請したわけじゃなくて、再稼働設工認のときは、そのこの弁については、17 条要求、要は機器クラスについては、申請外の部分、
0:40:37	はい。ただ、基本設計方針という形で、全部、お店っていうか、意識そろえた形で出すので、そこに、この当該弁の機器クラスも記載されてたんですけども、
0:40:50	そこについては、17 条の審査の対象とはなっていないので、
0:40:55	まずは刊本っていう形で記載してたんですけどもそこが間違ってたというような案件です。
0:41:02	はい、原子炉規制庁竹村です。おっしゃる趣旨は何となく見えてきたんですけども、
0:41:10	ちょっとそこは明確化して欲しい部分でして、後で文書として、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:14	まず、新基準当時はどういう整理で、
0:41:18	整理するのか、
0:41:20	さっき、
0:41:21	発電所の方がおっしゃってた趣旨を、
0:41:25	書くのであれば、工事計画の変更でしかないと思っているんですけども、今お話された形であると、新基準当時のクラス2として整理していたんです。ただ、
0:41:35	その当時は強度評価に関しては、追加の規制要求ではないんですけど、だから出てこなかった、要は申請対象外のものだったということをお話しされていましたよね。
0:41:46	それであれば、記載の適正化の範疇なんですというのは、
0:41:51	言いたいことはわかります。
0:41:54	で、今記載の適正化ということ、言葉使ってますけども、いわゆるへん人のような世界だということをおっしゃっていただいているんだと思うんですけども。
0:42:04	大変になりましたけど、既軽微変更届け出に当たるような表現だと思っているとお話されたんだと思いますけども、その軽微変更届け出の整理って、
0:42:18	従前
0:42:20	3月にやられたと思いますけども、その整理にタッチしますかね。
0:42:39	東北電力新沼です。確かに設計建設、前回、前回といいますか、工認の衛星新規制の、設工認の際には、
0:42:50	クラス2の従来からクラス2であったものをクラス4として記載してしまいまして、それが今の状況になっております。ですので、確かに適正化。
0:43:01	とする部類ではありますけども、これまで軽微変更等、今回の辺の仕分け、そこの考え方をとらえますと、今回も返事であろうと。
0:43:12	いうふうに思ってます。
0:43:15	ですので今回編入中で、修正させていただきたい。
0:43:19	ということでござい
0:43:20	はい、承知いたしました。で、
0:43:24	専任という扱いに関しては、
0:43:26	これはその辺の扱いとは、
0:43:30	戸部の基本設計方針の扱いとちょっと離れますけども、
0:43:33	現場コアって食べる部だった材料、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:36	ここの整理で何で変わるのかわからないという、
0:43:39	ちょっと頭に戻るんですけども、
0:43:41	これは、
0:43:42	なぜ変更前に変更動くような記載をして仕方をしてるんですかね。
0:44:05	東北電力のトヨシマですけどもこちらの弁二つ里材料については従前、再稼働設工認の時には、
0:44:15	と記載がございませんでしたと。
0:44:17	ただし衛藤。
0:44:19	類似弁の記載を見ると、小高もですね
0:44:23	記載を書くべきだったというところから、今回新たに変更前からこういうスペックでしたということで追記させていただきたいというところが、
0:44:34	趣旨でございます。なので
0:44:37	我々の意思としてはこちらの要目表の、
0:44:41	記載が今回ただし、この形で申請させていただきたいと考えておるんですが、一方ですね 1 ページの記載については、今回の
0:44:52	要目表の変更の中身自体が、従前変更前はバーでしたという趣旨で、
0:44:59	記載させていただいたということで、若干ここ表現が紛らわしくあったというふうに認識してございます。
0:45:06	ここでちょっとここについては書きぶり、見直させていただきたいと思えます。以上です。
0:45:14	原子力規制庁ハタケヤマです。今の仕分けだと、
0:45:20	すでに書いてあるものについては、変更前、変更後っていうふうな、
0:45:26	形は今書いてあるのと一致してますって言ってましたよね。で、バーだったものについては前から、
0:45:31	変更前に書いてあるっておっしゃってたと思うんですけども、
0:45:36	その訳がよくわからなくて、
0:45:39	じゃあ庫数、
0:45:40	4 っ書いてあるもの。
0:45:42	クラス 2 があるというときに、
0:45:44	変更前にクラス 4、変更後にクラス 2 っ書き方にならないんですか。
0:45:49	入っていますよね。
0:45:52	新規性。
0:45:53	東北電力の長谷川です。いや、そこは、そのために、5、5 期というか、そこなのか、それとも設計変更なのかというようなところを仕分けた上でやってます。これを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:07	クラス 4 からクラス 2 に変えるっていう設計っていうのは、いやそこ実際の設計も、あとは、従前の
0:46:17	法令要求との兼ね合いからも、そこってちょっとおかしい。実は我々のちょっと間違いでこういうこと起きちゃって申し訳ないんですけども、4 から 2 という変更っていうのはそもそも存在なくて、
0:46:30	もともと 2 でしたと、ということなので、そこは手続き 1 回かなと考えてます。
0:46:39	原子力規制庁ハタケヤマです。
0:46:41	言いたいことはわかりましたけども、それが結局申請書の中に、書き表せられているんですかって言うのはよくわからなくて、
0:46:52	申請前から、
0:46:54	うん。オンダという、2、2 だということであれば、
0:46:59	それは、
0:47:01	対比、
0:47:02	しなければならぬっていう基準の要求基準ではないですね、規則の要求に、どこで読ませるのかっていうときに、工事計画の中で読ませなきゃいけないんですよ。
0:47:13	工事計画の、
0:47:14	目次見たときに参考資料ってそういう位置付けじゃないですよ。
0:47:32	ローディングニイヌマです。今、そのクラスの比較表の前のページ要目表の比較の方には、注釈で、既工認、記載がない。
0:47:42	こっちの注釈に記載がないためなんですけども、
0:47:44	その記載の注釈を入れた上で、比較表を作ると、というようなちょっと今、修正を少し考えてございます。
0:47:54	原子炉規制庁滝山です。今で言うと、11 のところに、
0:48:00	記載がないため、記載の適正化を行う記載の変更、設計図書によっていう書き方をしている、
0:48:06	プラス、もう 1 個注記を打って、
0:48:08	何か、
0:48:09	家具っていうことで少しの記載、黒木工認のときからクラス 2 であったというのが、
0:48:17	わかるような記載。
0:48:19	そうですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:21	おっしゃるところはわかります。はい。ちょっとこちらのオーダーとしては、規則の要求である、変更前と変更後を対比しなければならないという要求をまず満たしてくださいというところだと思っています。で、
0:48:32	今満たせていると思っているのであれば、どのように整理されているのかっていうことで、説明いただきたいですし、今、現状満たせてないということであれば、今お話した提案も含めてですね。
0:48:44	対比する構図がちゃんとできるように、申請書の中でですね、本文の中で、
0:48:50	先ほど本文の工事計画の中で対比できるようにしていただいた上で、どのように整理したのかということをご説明いただきたいというところです。これここに限らず、全部の範囲ですので、
0:49:03	御社が新基準の時から新規、以前からそういう整理していて、
0:49:11	変更前で書きたいということであれば、
0:49:13	その変更対象がどのように対比されているのかってことがわかるように、例えばその注記の方に変更前、
0:49:22	元申請は何々と記載とか、そういうふうな記載をしていただいた上で、今回でいうと、クラスA2の評価は、従前からやってるんだからいらなんですっていう整理であれば、そもそもつける必要性はないですし、
0:49:35	今回やり直すってことであれば、つけていただく必要がある。
0:49:39	ありますけどもそれは、変更前にクラス4クラス、前後クラス1型になると思いますし、ちょっとその整理は御社の方にまずはゆだねたいと思いますけども、その整理をつけてください。
0:49:52	徳田議員。はい。今、いただいた
0:49:58	内容については理解しましたので、今回
0:50:02	変更認可にあたる記載、受変更前がクラス4と今現状は書かれていますが、もともと設計自体はクラス2でやっていました。
0:50:12	クラス2で、基本的には、前回の新規制工認はみなし規定で、特段今日建設も検討してない状況で、扱ってます。
0:50:22	今回、それをクラス2という形の本来の表記に戻すというところなので、ちょっと今回の記載の変更前後であれば、ちょっと内容的にはちょっとフィックスしてる。
0:50:34	と思っておりますので、そこについてもう一度少し、整理させていただき、
0:50:39	はい、原子力成長武山です。ありがとうございます。おっしゃっていただいていたその注記の提案というのは他社でもやってたと思いますので、
0:50:48	その表記を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:51	ちょっとまだ今、
0:50:52	やってたと思うというそのちょっと記憶うろ覚えなんですけども、まああの、一度整理いただければと思います。
0:51:00	特にニイヌマです。承知しました。
0:51:08	冬季セトイトウですそれじゃよろしく願いますそれでちょっと私から追加なんですけれども、
0:51:16	一番大事なのは申請書本文の書き方ではあるんですけど、まとめ資料上、アホ審査資料上、
0:51:26	ですね今、資料4の、
0:51:30	1ページを見てるんですけど、
0:51:34	今いろいろお話し、
0:51:35	聞いたようなところがですねポツの、
0:51:39	変更の必要性のところ、
0:51:41	プラス2弁として設計されていたって一言にかなりのことが凝縮されていてですね、もう少し噛み砕いて建設時からどうだったとか、新規性、
0:51:52	からどうだったってこれじゃどうだったってという辺りの説明をさしてもらえないかなと思っています。
0:51:59	というのが一つと。
0:52:02	あとすいません、ちょっとこれは確認なんです、クラス2弁として扱うべき弁っていうのが、技術基準規則2条の定義の中の、
0:52:14	どこに該当してるのかっていうのを教えてもらってもいいですか。
0:52:25	はい。東北電力の岡田です。
0:52:35	少々持ちます。
0:52:38	技術基準規則の33。
0:52:42	こうなんですけれども、
0:52:45	ここにクラス2機器に関する記載がございまして、
0:52:50	こちらの記載の中の中程ですね、公衆に放射線障害を及ぼす恐れを、
0:52:59	間接に生じさせるものに属する機器。
0:53:02	地域ということで、まず、
0:53:06	広がりますと、その機器の中身は何ですかといったときに、放射線管理施設または原子炉格納施設、原子炉格納施設においては、
0:53:16	液状医療課洗井設備に限る。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:19	いうところでまず機器としての要求が、非常用 8 処理設備にすべてかかっている。
0:53:25	いうふうにとられます。
0:53:28	その上で、非常用ガス処理設備等に関するらく等、
0:53:33	にあっては、原子炉格納容器のバウンダリの範囲ですね、に限定されますよと。
0:53:40	いうところでございます。ここの、この機器という記載からですね、非常用が処理系の弁については、クラス 2 の弁に該当するというふうに解釈してございます。説明以上です。
0:53:56	はい。規制庁伊東です。33 号の例外とするというところで、承知しました。
0:54:04	と、
0:54:06	戸松SGTSのところは、
0:54:19	以上にしてですね。
0:54:22	これで回答整理表は一応一通り、
0:54:27	見ましたと。
0:54:30	それでちょっと追加
0:54:34	お願いしますはい。
0:54:37	原子炉規制庁畠山です。
0:54:40	コメント。
0:54:41	2、コメント回答表については小今ので以上だと思うんですけども、
0:54:47	御社の中で、
0:54:48	それ以外で追加で何か直したところってありますか。
0:54:57	規制庁イトウです。まさに今僕もそれを聞こうとしていて、審査資料一覧っていう資料があってここにいろいろ書いてあるんですけど、コメントか書いてと、回答整理表に書いてあること以外で直したようなところがあれば教えてください。
0:55:21	はい。東北電力の仲野ですが資料 1-1 をご覧ください。
0:55:27	はい。こちらの資料、
0:55:29	一覧表になってまして、今回、前回のヒアリング資料からの変更箇所を黄色網掛けで、
0:55:36	記載してございます。
0:55:38	順にいけますと、1-1 についてはこの
0:55:42	一覧票そのものですので割愛します。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:44	1-2につきまして、こちら審査会合でもご説明しました審査の概要という、
0:55:51	資料になります。こちらについては、最近の
0:55:55	届け出、電事法に基づく届け出の実績等を、を反映しました。
0:56:00	あと、先ほどありました、SG計算の機器クラスの件。
0:56:05	あとJISの規格外化についての定義と、これは前回のヒアリングでもご説明した内容について反映してございます。
0:56:14	はい。一番最後ですね、本申請に向けて、書類の欄とありましたけれども、こちらの本日の資料2から6にあります、適合性を確認するための申請書類という表現に合わせて、
0:56:27	当資料の方を見直しております。
0:56:31	続いて、資料2ですね、こちらが、あと補足に使っております、RHRの補足説明資料です。
0:56:39	こちらについてコメント回答表に記載したものを、基本、基本的に記載してございます。
0:56:50	はい。
0:56:55	はい。続きまして資料の、
0:56:58	3番ですね。
0:57:01	はい。こちらも一部ですね、適正化ということで資料2の名称の適正化、あとは添付書類に関する基本設計方針の追加等を実施してございます。
0:57:13	こちらのコメント整理表ベースで直しております。
0:57:17	はい。判例につきまして、3番目、3行目ですね、こちらについてもコメント整理表、同様にですね、直したのになります。
0:57:27	資料4こちらSGTSに関してですが今ほどご説明差し上げたクラス区分の件。
0:57:33	あとは基本設計方針の追加について記載しております。
0:57:37	あと関連してですね三つ目に、SGTSの主要弁の構造図について追加しております。
0:57:44	四つ目については個別整理表ベースでの記載の見直しになります。
0:57:49	1点目については先ほど回答した十七条、十八条21条の適用要否に関する記載になります。
0:57:57	六つ目以降はこちらもコメント整理表ベースでの記載変更となりますので割愛いたします。
0:58:05	はい。資料の5番になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:09	こちらはAC系になりますが、こちらの一部ですね、適切な表現に直すところが一行目 2 行目ですね、添付参考資料の記載。
0:58:18	内容、タイトルについて修正させていただきます。
0:58:22	三つ目四つ三角についてはコメント回答のベースでの記載の修正になります。
0:58:29	資料 6、こちらは逆止弁付ファンネルですけれども、こちらは適用性の確認申請書類案について修正したものと、
0:58:38	あと変更規格ですね、こちらについては、コメント整理表ベースでの記載修正となります。
0:58:45	飛びまして、18、
0:58:48	資料 18 番ですね、こちら回答ごさい差し上げましたが、解析条件についての記載の適正化となっております。
0:58:57	続けますと資料の、
0:59:01	23 ですね、こちらRHRの先ほどの回答ベースで一部修正をさせていただきます。
0:59:08	資料の 25、こちらは先ほどのプラス区分に関連しましてSGTS主要弁の強度評価書の追加をしたものでございます。
0:59:18	資料 29 こちらも先ほどのSG形成に関連しての構造の追加でございます。
0:59:24	30 番はコメント整理表そのものですので、割愛いたします。
0:59:29	31 番、こちらは申請範囲及び目録ということで先ほど
0:59:33	ご説明の中にありましたSGTSに関する記載について見直したのになります。
0:59:40	35 番、こちらSGTSに関する変更の理由の明確化となります。
0:59:47	最終ページ、36 番ですね、こちらSGTSに関する基本設計方針に見直しに伴っての資料追加となります。
0:59:56	最後、42 番、こちらSGTSのクラス区分の見直しに伴う資料追加となります。
1:00:03	今回
1:00:05	修正した箇所以上となります。
1:00:09	ありがとうございます。木曾イトウです。ちょっと1ヶ所だけ確認ですけど、資料 23 で、
1:00:16	フランジとフランジボルトの応力解析の資料追加というのは、何で追加されてるんでしたっけ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:23	コメントと関係あるんですよ。東北電力の鈴木です。こちら申し訳ありませんが前回の共同計算書、当該の弁について、追加をしたんですが、
1:00:37	フランジ及びフランジボルトの応力解析に関するシートが抜けておりましたので今回改めて、
1:00:43	添付をさせていただきます。
1:00:46	以上です。
1:00:48	ですねはい。わかりました。はい。
1:00:52	とりあえず審査資料一覧の修正内容も、
1:00:56	はい。
1:01:00	内容としては承知しましたと。
1:01:03	はい。
1:01:05	それじゃあですねちょっとまた、
1:01:11	あと、ちょっと全体的な話として申請書本文のところ、質問したいんですけれども、
1:01:21	まずう、
1:01:23	あと、
1:01:24	基本的なところで、
1:01:27	申請書本文にですね工事の方法が、今回の変認申請それは含まれていないんですが、これはなぜ含まれていないかっていうのを説明してもらえますか。
1:02:09	はい。東北電力の長谷川です。
1:02:12	うん。
1:02:14	今回、あくまでも一つの工事とすれば、新規制基準に伴う再稼働に向けての工認、
1:02:22	うん、そこで一式全部受けていますと。
1:02:26	で、
1:02:27	今回、
1:02:30	新たな工事をするわけではなくて、そこで1回認可を受けた方、
1:02:36	次計画についての変更だったので、
1:02:39	うん。変更しない方法とかは、載せないんですけども確かに、ちょっと今、そう言われると、うん。一式全部つけなきゃいけないかなっていう
1:02:52	のも、ちょっとすみません、今思ったんですけども、つけてなかったのは、
1:02:57	そこはあの当時の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:59	認可を受けたやつ、それをまさに今工事をしてる段階なんですけども、その工事をしてる段階のものについて、何の変更もしないからということでした。
1:03:09	原子力制じゃ竹山です。
1:03:12	一応確認ですけども、RHRS品取りかえますよね。
1:03:17	そうしますよね。
1:03:20	今の説明は適切なんでしょうか。
1:03:24	そうですね、なのでちょっとさっき言ったんですけど、変更なしということで、変更なしで言えば、申請範囲のところに呼び込んだ形で、工事の方法についてもちょっと入れておくのが、
1:03:37	確かに正しいかなと考えます。
1:03:40	原子力しちゃってます。
1:03:43	呼び込みのぜひは後で確認します。
1:03:47	ちょっと先に確認したいんですけども、
1:03:51	今、手元に品質マネジメントシステムの説明書ってありますか。
1:03:58	はい。
1:04:00	新基準でも有毒ガスでも、
1:04:03	どちらでも構わないんですけども、
1:04:06	ページ、24ページを開いていただいているいいですか。
1:04:13	確認できたら、コメントお願いします。
1:04:19	添付です。
1:04:55	開きました。
1:04:57	はい。
1:04:59	3ポツ3ポツ、3、4のところ、施行に申請書の作成という、
1:05:05	項目があるかと思えます。
1:05:07	ここで、まず、要目表を作成する。
1:05:11	AとBポツで、
1:05:12	施設ごとの基本方針及び、
1:05:15	適用基準額適用規格の作成をする。
1:05:18	で、Cで工事の方法を作成すると。
1:05:21	あるかと思えます。
1:05:23	ここで言っている、
1:05:25	設計を主管する箇所の長は、どなたかわかりませんが、
1:05:31	その
1:05:32	部署において、工事の方法を作成しましたでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:37	それとも、していないでしょうか、どちらでしょうか。
1:05:43	これは発電所に確認した方がよろしいですかね。
1:05:48	それとも本店ですかね。
1:05:50	どなたかお答えできる方に、
1:05:53	作成しているかどうかをご回答いただければと。
1:06:06	はい。東北電力の長谷川です。はい。作成は、そのもの自体、要は、この工事の工事計画書の作成は、実際は支店、
1:06:17	ないですけども、個別何なんですかねこの再稼働の設工認、要は再稼働に向けての工事の全体としての工事の計画、工事の方法、
1:06:28	それに基づいてやってるということになる。
1:06:32	RHRの取りかえがあるかと思えますけども、3ポツ3ポツ3(4)のCはやっていないという回答でよろしいですか。
1:06:40	やってないっていう方で、もう一度確認してよろしいですか。
1:06:45	はい。東北でちゃんと確認していただいていいですか。お待ちください。
1:08:07	東北電力のトヨシマですけれども本件RHRの弁体取りかえについては、
1:08:13	まず許認可対応に当たるということもあって設計開発要領、設計開発計画書を定めるとともに、業務計画書等も定めておりますので、
1:08:24	その中でですね適切に定めるべき事項というものは、整理してございます。
1:08:32	原子炉規制庁の竹山です。ここ、今おっしゃっていたものは、
1:08:36	イエスカノーかで答えて欲しいんですけども、
1:08:39	3ポツ3ポツ3(4)の紙工事の方法の作成をやっていましたかやっていないですか。
1:09:06	東北電力の豊嶋ですけれども基本業務計画書の中で業務プロセスとして定めるべきものを定めていると。
1:09:14	記憶してございますが、ここに書かれている項目がすべからく全部合致してるかについてはちょっと一旦持ち帰って確認させていただきたいと思います。以上です。
1:09:26	はい、原子炉規制庁畠山です。
1:09:30	まず確認していただいて、これは紙で回答してください。で、
1:09:36	まず、
1:09:38	工事の方法を作成していましたか、していないですか。
1:09:42	これは、
1:09:43	3ポツ3ポツ3(4)が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:46	Cですね。
1:09:47	が適切になされていたかどうか。
1:09:51	もう少し加えて言えば、
1:09:52	B5 なんですけれども、アノミイは、
1:09:55	後で御社が気づいたということだったので、
1:09:59	そこはあまり、
1:10:01	深く言及するつもりはありませんでしたけども、Cは抜けていたということなので、あわせて回答をお願いします。
1:10:08	それを、
1:10:10	各添付書類として作成で行っていただいた後、
1:10:15	のところで、設工認申請書案のチェックで、
1:10:20	作成した工事、建設購入申請書案についてチェックを受ける、承認をするという流れかと思います。で、
1:10:28	先ほどから申し上げている、3 ポツ 3×3(4)は設工認申請書の作成であって、
1:10:35	御社が別途まとめている御社の書類ではなくて、あくまで設工認申請書の作成なんですよ。
1:10:44	その中で、今、
1:10:46	二つほど前の回答だと、御社のそのバックデータとしての書類をまとめてますっていう回答に聞こえたんですけども、あくまでこの項目って設工認申請書の作成でしかないので、
1:10:56	作成していたかどうかで、それがなぜ添付されていないのか、チェックを受けていたのか。
1:11:02	で、結果として今回も漏れていますと、何でもありというんですか。
1:11:06	というところは紙で回答をお願いします。
1:11:08	よろしいでしょうか。で、発電所か本店かで、今でも回答できるのであれば口頭で回答していただいても結構ですけども、最終的な紙をお願いします。
1:11:28	東北電力の豊嶋です。すいません一旦持ち帰り確認させて改めてご回答させていただきたいと思います。以上です。
1:11:42	はい。よろしくお願いいたします。
1:11:44	ここについて、
1:11:48	ひとまず、ひとまずは以上にしますが、他、規制庁側からありますか。
1:13:27	原子炉規制庁武山です。今、奥調査官の方からコメントはあったかと思えますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:34	今回、私が、
1:13:36	注視して、コメントしたところ以外にも、
1:13:39	QMS上対応しなければならない項目、御社として説明しなきゃいけない内容というのは、
1:13:46	例えば、様式の何ってというのがそれぞれ定まっていてそれに従っていろいろ書類を作んなきゃいけないというのはあると思いますから9章に書いてあるので、やってるはずだと思うんですけども、
1:13:58	この新車掌の漏れ以外にも、結構、
1:14:02	申請の補償の構成について結構コメントが多い。
1:14:05	以上なので、
1:14:07	全体的にちゃんと機能しているのかっていうところは、奥調査官のコメントを踏まえて修正いただければと思います。で、その原因がどう、どういことが起きていたのかっていうところも含めてですね。
1:14:19	まずはまとめていただきたい。
1:14:25	三国ニイヌマです。はい。今ほどをいただきました点確認させていただきます。
1:14:33	全体的にですねQMSのマネジメントシステムがどうだったのかというところを含めて、次回ご説明させていただきます。
1:14:46	はい、規制庁イトウです。その点はよろしくお願ひします。
1:14:50	追加ですね、申請書本文のまた話なんですけれども、
1:14:57	藤先ほど原子炉格納施設の基本設計方針のところは、0ゴトウ、それをつけますという、
1:15:08	話でしたけど、他の浸水防護施設とか原子炉冷却系統施設のところは、これは申請書ではつけないっていうそういう、
1:15:20	イメージなんですかね。そこをまず教えてください。
1:15:32	はい東北電力の鈴木です。当基本設計方針につきましては
1:15:37	全くつけないわけではなく、今回申請範囲の方に、
1:15:42	基本設計方針ということで、線源例と
1:15:47	申請本についても、項目としては、
1:15:51	こうした上で変更がないので
1:15:54	添付を省略するような記載としてございました。
1:15:58	以上です。
1:16:01	今のお話は要するに、そのものは付けないけれどもこの申請範囲のところで、と書いて、何月何日のこれによるっていうふうに書いていますとそういう話ですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:16	はい、鈴木です。はい。その通りです。はい。セイトウレス
1:16:22	ちょっと、うん。確認なんですけど、例えば有毒ガスのバックフィットの時なんかは0ゴトウアノ変更なしって形でつけて、
1:16:33	いるんですけど、今回やり方を変えてるのって、何か理由があるんですかね。
1:16:41	東北電力の長谷川です。はい。
1:16:44	従前からというか、誘導活動の前に最初に再稼働も向けての、新規制基準の設工認やったときも、これ先行プラントも一緒ですけどもその前の建設時、もしくはそのあとの、
1:16:59	改造工認で出してた書類から変更ないものは、さっきのように、
1:17:04	申請につけないっていうわけじゃなくて、申請書として付けるけど、
1:17:08	その先の認可を受けたやつ書類の呼び込みだけさせていただくっていう形にしています。要は全く同じものをつけるか、もしくは、もう認可を受けた先の書類との紐付けで、それを呼び込むかっていうその後者をしてた。
1:17:24	ということになります。確か融度勝野常盤、
1:17:28	基本設計方針も変わる部分があるところについては、すべてつけて今回も
1:17:36	うちも減0施設の基本設計方針はもちろんつける申請の対象として付けるんですけども、ただ、記載の変更がないので、
1:17:46	呼び込みだけにさせていただいて、はい。ただ、一方で、格納施設側のさっき説明あった通り、若干変更前のところですけども、記載の変更があるので、
1:17:56	ものとして付けさせていただくということで考えています。
1:18:05	議事録規制庁ハタケヤマです。先にお伝えしておきますと、有毒ガスの案件と一緒に車配管可搬型の個数を変更してますよね。これって基本の方針書いてないですよ。
1:18:16	で、すべてつけてましたよね。
1:18:18	変更前に、新基準の記載を変えていて、変更なしと、変更後に書くというやり方をとってましたよね。
1:18:25	で、新基準のときに、本文に、
1:18:28	そういう意味では新基準の、
1:18:32	土岐土肥はその融度バスと、今回は、
1:18:34	構成が違います。
1:18:36	思っています。で、その説明との、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:38	今の話がちょっと合ってるんですかね。
1:18:43	はい、東北電力の長谷川です。すいません。若干あってなかったかもしれない。はい。江藤。
1:18:49	若干、ここも相談すればよかったところかもしれないですけども、確かに有毒ガスでやった時とは若干構成変えています。
1:18:59	なぜっていうと、誘導 9 月で申請したときには、
1:19:03	認可を受けた。でも検査も何もやってない。
1:19:07	状況ですね、それが変更前に書かれて、
1:19:11	変更後に認可を受けたやつからさらに変えるやつだけを、変更で書いてそれ以外は変更なしってなってるんですね。
1:19:19	そうすると、現状最新の後任となると、変更前に書かれているのがまだ、
1:19:25	適合性確認していない、実機の確認をしていない状況が、変更前に書かれている状態になっちゃってるんで、まずは工事の計画から、インサービスされるまでを一つの工事としてとらえた場合には、
1:19:40	その一つの工事でインサービスまでに確認しなきゃいけない項目が全部変更後に書かれていた方が適切と考えて、現状、
1:19:53	今回の変更認可申請についてはそのような形にしています。
1:19:58	原子炉規制庁立松ちょっとまず、その内容の前に確認をしたいんですけども。
1:20:05	お話されていたところで、
1:20:07	変更認可最初の新基準の認可を受けてから、工事中だからっていう話をされたと思うんですけども、
1:20:15	ずっとどういう意図ですかそれが、ちょっとそこがよくわからないんですけども。
1:20:23	今回、編入ですよ。
1:20:26	工事が終わった後に編入するっていう例あるんですかね。
1:20:30	ないです。ないです。
1:20:33	今の説明はちょっとどういう意図ですか。
1:20:39	有毒ガスも今回も、
1:20:42	設工認ガイドで言えば、
1:20:45	設計及び工事計画の変更の手続きでいう。
1:20:47	設計及び工事分に受けてから工事中、すなわち使用前の確認書の交付を受けてない。
1:20:54	工事計画の話ですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:56	それって有毒ガスと今回の、
1:20:58	併任って、何ら変わらないですよ。
1:21:01	で、今の工事中だからって説明が裕度が変わる理由がわからないんですけども。
1:21:08	あの辺人だから、そこは何も変わらないはずですよ。
1:21:13	はい。はい。
1:21:15	それを踏まえて今の説明もう一度よろしいですか。
1:21:20	はい。衛藤。
1:21:22	今一度言いますと、
1:21:24	再当初認可を受けたやつは、AからBに変更しますという、
1:21:30	記載にしてみました。はい。
1:21:32	で、
1:21:35	有毒ガスのときは、BからCに変えますっていう変更にしてみました。
1:21:40	でも実際、
1:21:43	使用前確認を受けたときには、AからCへの変更を多分確認することになると思います。
1:21:50	ですので、認可の最終的なその一つの工事としての確認は、AからCというところになるかなというところに重きを置いているということです。
1:22:07	原子炉規制庁、滝山です。
1:22:11	それが実用規則の
1:22:13	変更の工程、工事計画の変更において変更前と変更を回避しなければならないというところと一致するののかということですね。あくまで、従前の工事計画を変更するときは、
1:22:25	変更前と変更後、
1:22:28	廃棄しなければならないですね。
1:22:31	変更前変更後って何を指すのかっていうところだと思っていて、
1:22:34	今回工事計画の変更ですよ。
1:22:38	はい。
1:22:39	東北電力の長谷川です。はい。おっしゃる通りで、我々も最初は有毒ガスと同じように、変更前、
1:22:48	2、認可を受けた変更後のやつを変えて、要は、同じような記載にしようとしたんですけども今回変更認可申請書にあたっては、
1:22:56	もともと認可を受けたやつの変更前のところも買いに行く。うん。
1:23:01	ものも、
1:23:02	あったので、その場合ってそこそこって何も見えなくなるんです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:06	はい。
1:23:07	それは、軽微変更届け出にしても、しっかり一緒です。
1:23:12	それぞれを踏まえて、他、
1:23:14	toCというような形にした上で、それじゃあどう変わったのっていうのを比較表でお見せする形で今回示してるっていう。
1:23:25	原子炉規制庁の竹山です。趣旨はわかりました。で、ただ、
1:23:30	今お話されていた、
1:23:32	もう踏まえると、
1:23:35	ケイヘン。
1:23:36	の場合とかの、
1:23:38	おっしゃっているケイヘンと、の場合だと、変更前の前後表は比較できそうにないというのが、まずイメージでそこに関しては、
1:23:48	直されるっていう、見直しを図られるというお話をすでにいただいておりますので、その範囲内で、また改めて検討いただければと思います。で、
1:23:58	ちょっとそういったところで、申請書が従前の整理からかなり変わってる部分が、
1:24:04	大きいんですね。で、ちょっとその、なぜ変わったのかっていうところも、変えるのであればですね。
1:24:10	変えなくて戻すってことだったら説明は要らないですけども、
1:24:13	変える部分がある、或いは今までやったことない取り組みをするっていうことであれば、御社としてその
1:24:20	設工認、いや、工事計画を作成する際の考え方っていうものを、
1:24:25	を示していただきたいです。
1:24:29	少なくともこちらの県としては、ちぐはぐ感が出てるっていうところがあって、こういう時はこうです、ああいう時はですっていうふうなことをされてしまうと。
1:24:39	何が正しいかわからないんですね、申請書として。
1:24:44	なので、
1:24:45	統一した考え方を持って欲しいんですね。
1:24:48	この申請の時は、こういうとり方をします。次の申請の時に、別のやり方をされますっていうのはちょっと、
1:24:54	そうするんであれば説明して欲しいです。
1:24:56	お願いします。
1:25:00	徳田力ニイヌマです。申請ごとに考え方を変えてるというわけではないと思ってます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:06	今回の編入は、多分変更前の記載の直しに行く、というところもあったので、変更前の、
1:25:15	記載を直すためにはどういう変遷をとったらいいかというところを考えた上で今回作ってきてますのでちょっと特殊性はあると思いますので、その辺今回の申請の、
1:25:27	考え方を整理した上で、それで必要な添付書類はこういうふうにまとめてますというところのちょっと考え方をまとめて参ります。
1:25:36	はい、よろしくお願いします。
1:25:43	規制庁伊藤です。すいません私が1個追加で先ほど何ていうんすか呼び込み、呼び込み型の記載が過去にも例があるといったようなふうに関こえたんですけどそれはあれですか新規性前の話ですか。
1:26:00	僕電力ハセガワ新規制のときもでて、新規制のときは、主に図面なんですけども、
1:26:06	図面については、もともとそれも別表第2で構造図系統図いろいろつけなきゃいけない。今回も、バックフィットのためにつけなきゃいけない図面もあるんですけども、変わらないものについては、
1:26:19	既工認の呼び込みにさしていただいております。
1:26:26	議事録市長竹山です。本文ではありますか。
1:26:28	本文を見たことはないんですけども文はないです。はい。
1:26:36	原子炉規制庁武ますで、その上で、
1:26:39	基本設計方針の、今回工事する範囲、
1:26:42	工事計画の変更にあたる部分の範囲は、
1:26:45	新基準全部読み込みで、
1:26:47	特定できますか。
1:26:49	例えば、
1:26:52	あれじゃ、辨野鳥飼であれば、
1:26:57	全部ナイトウなんでしたっけ。基本設計方針。
1:27:01	はい。東北電力の長谷川です。基本設計方針については、これは変更の時の手続きだと考えております。ただ、今例えばRHRについてこれRCPB範囲なので、それについてはどう材の取りかえの場合であっても手続きが必要と。
1:27:17	ということで、それはもちろん本文は出すんですけども、その設計結果、各技術基準、それぞれ要求されている技術基準の設計結果として示しているのが、基本設計方針ですので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:29	基本設計方針の、例えば銅材の取りかえとか基本設計方針の変更として、基本設計方針を申請範囲としてるわけではないというふうに、すみません、認識はしてたんですけども、違うでしょうか。
1:27:44	ちょっと基本設計方針のところは範囲外って言われると申請いらないでしょうねって話なんですけどそういう意図ではないですよ。違います。違いますよね。
1:27:53	あくまで、
1:27:57	を今おっしゃりたかったのは、
1:27:59	新規制基準のときから、
1:28:02	結果って言い方しますけど、方針が変わらないと言いたいんですね、おそらく。
1:28:06	そうですねせ、設計結果として、要は方針ですね、結果だとその作成できた物の話なんで、方針が変わらないとおっしゃりたいんですね。
1:28:18	わかりました。
1:28:20	ちょっと今まで、
1:28:22	見たことがない絵だったので、
1:28:25	それが良いのかっていうのは、
1:28:28	ちょっと考えようだなと。
1:28:30	思っています。今この場で否定をするつもりがあるわけではないんですけども、
1:28:37	懸念点としては、
1:28:39	具体的な申請範囲が基本設計方針の中で、いや、あくまで御社がやりたい、ある一部Rの取りかえの方針がどこなのかっていう、
1:28:50	RHRの取りかえでの小項目が、
1:28:55	指名されているのかっていうと、
1:28:58	ちょっと議論の余地はあるかなと思った次第です。
1:29:02	ここは、
1:29:05	ちょっとそういう懸念でお伝えしました。で、
1:29:10	ちょっと今日のところで、何かコメントはしませんがそれ以上はちょっとそういう懸念を持っていますとだけお伝えします。
1:29:18	東北電力の長谷川ですはい、了解しました。我々も今後いろんな設備で設工認の手続きをする上で、そうすると現冷系の基本設計方針とか全条文、多分共通的に使ってる。
1:29:30	あとは工事の方法であれば、原子炉本体の方に作ってる、そのの、
1:29:36	基本設計方針をすべて、すべての工事について、要は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:41	なぜか三上として付けるか、それとも呼び込みするかっていうそこら辺についてはちょっと調整させていただく、うん。しろかなとは思ってましてただ今回、
1:29:52	つけた方が、別につけたくないと言ってるわけではないので、そこら辺は調整させていただきたいと思いますはい。ありがとうございます。
1:30:01	はい、原子炉規制庁、崎山です。あと、まずお話承知しました。もう一つ懸念があるとすれば、
1:30:09	従前より読み上げさせていただいてる実力の九条の考え方っていうのが示されているのかっていうところであって、今回工事計画の変更ですと工事計画の変更の範囲ですと、その内容が、
1:30:26	繰り返しですけども、変更前と変更後を対比しやすいように記載しなければならなくて、
1:30:33	ある種、参照するような形になっていて、
1:30:36	変更前後は3章、
1:30:41	記載しているのかっていうと、
1:30:44	多少議論の余地はあるかなと思います。元のものを見に行けばわかるでしょっていうのは、それはそうですけれども、
1:30:53	それが、
1:30:54	今回の工事計画との変更前後かと言われると、
1:30:58	うん。
1:31:00	ちょっとそこは議論の余地があると思いますので、まずは御社としてのこの変更前後は何なのかっていうことが固まり次第かなと思う。
1:31:13	今回変更前を直しに行くようなところも含めて、その変更前後をどういうふうにあらわすか。
1:31:20	そこはちょっと考えさせていただきたいと思いますので次回ご説明させていただきます、そうですね。
1:31:26	先ほどおっしゃっていただいておりますAからB、BからCという変更であれば、
1:31:31	BからCであれば、ついてなきやおかしいですねって話だと思うので、はい。そこは多分今日と同じかなと思います。ちょっとまずは変更前後の定義から整理していただいていいですか。はい。
1:31:44	で、変更の前後のAからBBからCの整理の考え方は、すみません、こっちは紙で残してください。お願いします。
1:31:52	徳田ニイヌマです。承知しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:17	規制庁井藤ですそれじゃあ次、少し条文整理のところも確認しておきたいことがあるので、行かせてください。
1:32:28	えっとですね。
1:32:33	資料2の、
1:32:36	8ページ。
1:32:38	RHRの、
1:32:40	条文整理。
1:32:42	ですけど、
1:32:44	と、この、
1:32:46	第4条とか、
1:32:48	あと別のところだと49条とか、地盤がありますよね。
1:32:54	地盤のところの理由欄で、
1:32:58	それすでに適合性が確認されておりと、
1:33:02	本工事は設置地盤を変更する、もしくは影響を与える工事ではなく、というふうに書いてあります。江藤、地盤は変更しないよねってのはわかるんですけど、この
1:33:14	影響を与える工事っていうのはどういう工事なんでしょうか、説明をお願いします。
1:33:32	影響を与える工事ではないという結論なんだろうなとは思いつつその影響を与える工事っていうのは何を指しておられるのかという質問です。
1:33:53	はい、発電所で何か答えますか。東北電力の長谷川です。はい。千葉。
1:34:01	どうぞ。
1:34:05	東北電力の熊谷です。地盤の変更を与えるような工事の例としては磁場完了工事なんかだと、地盤の評価の、
1:34:16	前提条件等ございますので、
1:34:18	そのような工事が該当するかと思いますいじめた側の、
1:34:24	改良工事が該当するかなと思ってます。はい。以上です。
1:34:31	セトイトウです地べた側の改良工事ですか。何か上に載ってる絵と、建物とか設備とかの関係では、影響が生じるっていうことはないっていうことですか。
1:34:48	はい、原子炉のクマガイですその認識でおります。はい。
1:34:55	原子力主査竹山です。それはちょっと適切なのかを改めて考えていただきたいんですけども、その地盤の支持性能に影響を及ぼすようなものの工事であれば、例えば新しい
1:35:07	建物を建てるとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:08	大きな設備を入れるとか、
1:35:10	そういったものに関しては地盤の支持性能に影響をおよぼし得るので、
1:35:14	それは4条適合になると思います。
1:35:19	今回のものがそ、そういうものですかという問いだと思んですけども。
1:35:23	違うとご判断されたんですよね。
1:35:26	違うと判断されたところを具体的にご説明ください。
1:35:37	はい、原子炉のクマガイた東北電力の考えと申します。
1:35:43	違うと判断しておりますのはSA機器設備関係はですね、すべて下、今回申請対象の機器については、原子炉建屋の中に、とせ。
1:35:54	実施しておるもの、それから、海水ポンプ室の中に設置しているものでございますので直接支持性能側の評価に影響するような、
1:36:08	ものではないというふうに考えておりますので、影響を与えるものではないというふうに整理してございますはい、以上になります。規制庁竹山です。
1:36:20	建物に入ってるから影響しないってことはないと思っていて、繰り返し申し上げますけども、
1:36:25	大きなものとかが、
1:36:27	設備として追加された場合って、
1:36:30	地盤の支持性能に入力条件に影響をおよぼしますよね。
1:36:36	ですよね。
1:36:38	今回そういう工事でしたっけ。そうじゃないから。
1:36:42	この結論に至ったんじゃないんですか。
1:36:45	そういうところは見えないうことをちょっと述べているのだと思うんですけども。
1:36:50	趣旨伝わりますか。
1:36:53	そういうことだと思いますけども、御社の整理をお聞かせください。
1:36:59	はい。東北電力の熊谷でございます。
1:37:03	NRAさんがおっしゃられる通り、格納容器とか圧力容器の工事になりますと、
1:37:11	解析モデルへの影響ございますので地盤側ととの相互の解析に影響があるというふうに認識しておりますという、
1:37:23	大型の機器工事に該当しないことからですね今回の
1:37:29	変更認可申請で申請してるものの改造では影響はないというふうに判断しておりますNRAさんの認識と一緒にあります。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:42	以上になります。
1:37:45	特に今、
1:37:46	ここ、影響を与える工事ではなくということで、目根拠をちょっと示していないというのがありますので、今回の工事は当然先ほど前段、
1:37:57	事実確認の中であった通り、重量等の変更もございますので、そういった変更の工事であると、その変更の工事の中身を踏まえて、最終的には三角とさせていただきます。条文としては、
1:38:08	本来この系統としては受けるという認識ですが、そういった工事の変更を踏まえて三角にして、
1:38:14	いうことで、
1:38:16	原子炉規制庁竹山です。一応、加えて申し上げておきますけども、重要な変更。
1:38:21	が一義的な理由かっていうと、
1:38:25	それはおっしゃる通りだと。
1:38:27	半分思いつつ、じゃあ次問として、
1:38:32	五条って、重量変更案の2、
1:38:35	こちらもあるんですね。40は三角ですね。なんですかっていう話があると思うんですけども、そこについてもお答えできるように、
1:38:43	御社として整理されてますかね。例えば、
1:38:45	地盤の支持性能の入力データに、
1:38:48	明らかに明らかに影響を及ぼさないのは四条ですと、ただ、五条であれば、
1:38:55	影響をおよぼし得る可能性があるもので、そういった、
1:38:57	差があるということですよ。
1:39:00	であってますか。
1:39:03	その認識であって、
1:39:05	最終的には我々は申請書の段階で判断するので、申請書に書かれていますことをもって判断するんですけども、補足で書いてあることは、あくまで参考です。考え方を聞いているだけという。
1:39:17	そうです。ただ、申請書の中で例えば弁を取りかえませ配管取りかえませ。そういったものが、
1:39:23	果たして本当にその地盤に影響をおよぼし得るような入力データの変更になるんですかって言ったら、
1:39:28	明らかにならないでしょ。
1:39:30	いうことで、参画されてるっていうことであればそれは同意できます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:34	なので、自分の申請の説明はあえてしてません。
1:39:38	ということだと思っていて、我々としてもそういう説明を受けた場合において、工事計画の中で、ついてない妥当性としては、
1:39:47	そういう結論であれば、ある種承知できる部分はあると思います。
1:39:52	それで、
1:39:55	認識は合ってますかという、
1:39:57	ところでしたので、
1:39:59	適切に書いていただければと思います。
1:40:05	徳田ニイヌマです。承知しました。
1:40:11	はい、江藤衛藤イトウです。今の点は終わって、次の方に行かせてもらいたいんですけど。
1:40:18	えっとですね同じレイチェルのところですね
1:40:24	第 19 条で、流体振動等による損傷の防止が、
1:40:29	あると思います。
1:40:31	本設備は一次冷却系統に該当しないことから適用条文とはならないと。
1:40:38	ありますと、それで、
1:40:41	ですね、
1:40:43	原子炉冷却系統施設の基本設計方針を見てみると、
1:40:49	この流体振動のところは対象になってるのは、
1:40:52	原子炉冷却系統、原子炉冷却材浄化系及び残留熱除去系。
1:40:59	現状停止冷却モードに係る容器間ポンプ及び弁っていうふうに書いてあるんですけど、
1:41:05	この基本設計方針で書いてあるものと、この一次冷却系統っていうのはいいイコールなんですかねまずその確認をさせてください。
1:41:19	多くのスズキです。少々お待ちください。
1:43:07	すいません、ちょっと確認時間かかりそうですので趣旨としてはご指摘の通りで、
1:43:15	だと考えておりますけれども、ちょっと一旦確認させていただいたうちにご回答させていただきたいと。
1:43:25	はい規制庁イトウです。わかりました。それでまあ、ちょっとこの次に聞こうとしていたのは、要するにこのRHRのこの今回の主要弁が適用、
1:43:36	適用対象ではないというところを少し具体的に聞いたかったというところになります。原子炉冷却材圧力バウンダリにはなっていて、
1:43:49	新規制のときなんか妥当、圧力バウンダリ拡大範囲の評価をしていたりするんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:57	で、今回の弁が一。
1:44:00	適用対象ではないのかどうなのかっていうところは、
1:44:06	少し説明をいただきたいなと思っていたところになります。はい。
1:44:10	衛藤。
1:44:12	次、
1:44:14	ですかね、ご回答お願いします。
1:44:22	よろしいですか。
1:44:25	東北電力豊嶋ですけど、それはあくまで例えば系統図等でシャットダウンとはこういう範囲でとか、流体振動、
1:44:35	評価範囲はこういうところで、今回の対象弁はここになるので外れてますとか、そういったようなことを示し、
1:44:44	次お願い。
1:44:45	はい規制庁イトウれそうそうですね図面とかもっとわかりやすいのかなと思ってますそういうイメージです。
1:44:51	はい東北電力の豊嶋さん、承知しました。ちょっと整理した上でご説明させていただきますと思います。
1:44:59	はい。規制庁伊藤です。
1:45:01	すいませんちょっと予定の時間になってしまいました。
1:45:07	ちょっと今日台風とかが来てたりして、結構
1:45:15	あまり遅くまでというのは避けた方がいいのかなと思っています。
1:46:17	その辺をお渡ししました。東北電力側がよければ、もう少し続けようかなと思いますがよろしいですか。
1:46:34	はい。東北電力中野です。こちらは大丈夫です。
1:46:40	はい。セトイトウです。そうしましたら少し続けさせていただきます。
1:46:45	原子力いただきます。もし何かご帰宅しなければならないとか、
1:46:51	いうご事情がある方とかは、随時書いていただいても結構ですしそこへ帰れないのはあまりよろしくないと思うので、
1:47:01	ここ、ここで抜ける分に何も、こちらとしては当面ませんし前回いただくっていうのも、こういう状況ですので、構いませんので、各自ご判断でお願いしていいですか。はい。
1:47:13	すみませんが、
1:47:15	よろしくお願いします。
1:47:56	規制庁伊東です。それではちょっと続けさせていただきます。
1:48:00	一旦ちょっと条文整理からは離れて、説明書の方の記載の確認をさせていただきますんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:12	ちょっと今日の資料には入ってないんですが、資料 16、
1:48:19	健全性の説明書があったかと思えますと、
1:48:25	で、
1:48:27	ご覧になれますかね。
1:49:07	よろしいですか。はい、衛藤ですねここで変更がない理由ということが書かれていて
1:49:15	そうですね。
1:49:17	一段落目の、本先生は骨骨にて認可された設計及び工事計画から変更はないというところはわかるんですけどちょっと、2 段落目のちょっと日本語の意味を教えていただきたいくて、
1:49:31	なお本震、本説明書の 2 ポツ 1 から 2 ポツ 4 に基づき、系統施設ごとに認可された工事計画の通り設計を行うことから、
1:49:43	本申請にあたって適合性の内容については変更はない。まずここで、認可スケート施設ごとに認可された工事計画っていうのはこれはいつの認可のことを言ってますか。
1:50:57	はい。東北電力の長谷川です。すいません回答を行いました。はい。江藤。これについては、衛藤。
1:51:04	新規制基準のバックフィットの時に、実施している、健全性の評価、そこから変更がないということで、
1:51:15	衛藤さっきほどの質問への答えだと、この系統施設ごとに認可された工事計画っていうのは新規制の時の、
1:51:24	工事計画ですか。はい。
1:51:27	はい。新規制の時に桂工事計画の通り設計を行うことから、
1:51:34	本申請にあたって、適合性の内容については変更はない。この適合性っていうのは、
1:51:42	すいませんちょっと基本的な質問なんですけど、何への適合性ですか。
1:52:02	はい。多分これ健全性に関するご質問だととらえてますけどもその健全性の条文、デービーもしくはSNISAですけども、それぞれの健全性に関わる
1:52:15	要求事項、あとそれに見あった、女川 2 号のプラント条件、それに伴う健全性健全性については、ちゃんと技術基準適合、
1:52:25	していてそこ変更がないですよということで、
1:52:30	規制庁伊藤です。大体わかりましたけど何かこの書き方だと、何に対する適合性なのかがわからないかなっていうそういう問題意識です。
1:52:44	了解ですアノな、何が変換、何が何に対して変更がないんだと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:49	はい、わかりました。はい。
1:52:51	変更がないというか適合性の内容についても変更はないと書かれてるんですけど、適合性って、何かに対する適合性のはずで、
1:53:00	ゆゆ書かなくてもわかるっていうのは、そうかもしれないんですけど。
1:53:05	書いてあった方がいいだろうなっていうそういう話です。はい。東北電力の長谷川です。了解しました。こちら、次回までに記載のほうを充実させた形で、変更させていただきます。
1:53:16	はい。よろしくお願ひします。それでは次にいきまして、どうぞ。はい。
1:53:24	原子力規制庁島山です。ちょっと健全性で確認をしたいんですけども、健全性の確認する、その環境条件とかそれぞれの項目の中に、
1:53:33	確か、
1:53:34	荷重って項目があったかと思います。
1:53:38	この荷重って、
1:53:40	具体的に何が含まれてましたでしょうか。
1:53:43	耐震と強度含まれてましたね。
1:53:47	ちょっとまだ今日と確認したいんですけども、
1:53:49	今日だ含まれてましたでしょうか。
1:53:55	はい東京電力の長谷川です。はい強度についても、応力評価の時には、もちろん、重量についてもインプットデータとなるんで。はい。加わります。
1:54:05	はい。あるJRの弁について、新基準のときに、
1:54:11	確認したもの。
1:54:14	変更ないってということで、今回出すんですが、今回、評価し直してますよね。
1:54:21	評価はしない。東北電力の長谷川です。RHRについては評価はし直してなくて、全く同じもの。
1:54:31	重量の変更もない。
1:54:35	例えば、
1:54:36	今回手続きの対象となる弁体以外についても変わらない、要は変わらないことを示す説明書だけつけてるという形。
1:54:46	ちょっとその整理がよくわからなくてですね。
1:54:49	じゃあ強度って添付する必要性ないじゃんって話になる繋がるんですよ。そうそうです。
1:54:58	十条 15 条の整理、健全性の整理では、新基準を読むけども、
1:55:04	17 条のときはつけなきゃいけないからつけます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:09	それって、
1:55:10	よく整理がわからなくて、
1:55:14	一応、
1:55:15	よく他社っていう話を使うので、
1:55:18	一応お伝えしときますね。他社は、
1:55:21	このような申請の場合においては、
1:55:23	なお書き、また書き方だったか忘れてましたけども、ちょうど2、
1:55:27	ただし書き、ただし、新基準で書いている強度評価は、今回、
1:55:32	の強度評価に読みかえる。
1:55:34	耐震については、今回の耐震読みかえる。
1:55:37	と、いうふうな、ただし書きのようなものを付け加えていました。で、
1:55:44	そのことによって、
1:55:45	あくまで、
1:55:47	健全性のうち荷重の部分については、
1:55:50	今回のものに紐づけると。
1:55:52	それ以外はすべて新基準によりますと、
1:55:54	いう。
1:55:56	やり方をしているんですね。
1:55:59	御社は、その整理と違うということで、今、受けとめているんですけども、
1:56:06	ちょっともう一度お聞かせいただけますか。
1:56:11	はい東北電力の長谷川です。すいません。他社さんのプラントがちょっとどこかによって異なるかなと思ってんですけども、ちょっとそこを1回持ち帰らせていただいて、
1:56:21	ちょっと他社との整理、あと申請書類にどう添付するか、その添付したときに、どう、その追記というか記載するか、ちょっとそこら辺については、参考となる他社さん、ちょっと参照させていただいて、
1:56:33	検討させていただきます。以上です。
1:56:37	はい、原子力規制庁ハタ秋山です。よろしく申し上げます。こちらとしては
1:56:43	説明の仕方はいろいろあると思いますけれども、
1:56:47	この条文だと、新基準でやめるけどもここを同じデータで、
1:56:53	同じですよ、荷重として強度を求めなきゃいけないその強度の中で、どのように引っ張っていくんですかっていう観点で、
1:57:01	こっちは新基準によるけどもこっちは、今回申請出さなきゃいけない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:06	という整理のちぐはぐ感を感じていってコメントしましたことだけお伝えします。
1:57:12	了解しました。はい。東北電力の長谷川です。はい、了解しました。いずれ5条と十七条、50条55条の、多分その、
1:57:21	同罪取りかえりときの整理の仕方、前回議論させていただいた、そこだと思っております。はい、了解しました。他の条文も含めて、重量とか、もちろんあるねということで理解しました。はい、了解しました。
1:57:39	はい、瀬戸伊東です。それじゃあ、次に勝田も来まして、えっとですね。
1:57:45	許可との整合性のところで一つ確認させてください。
1:57:50	加瀬、説明書それ自体というよりは、例えば、資料2の13ページ。
1:58:00	RHRの方の13ページのところで、
1:58:05	テンプの吉山丸なんですけど、その理由欄で、
1:58:10	令和2年2月26日付の許可っていうふうに書いてあって、
1:58:15	一つ確認したいのが、そのあと、
1:58:19	入力が数の許可なんかもされてますけど、ここの整合性は、見なくていいというそういう整理をされてるってことでしょうか。回答お願いします。
1:58:35	はい。東北電力の鈴木です。今回の残留熱除去系主要弁取りかえりに関わる部分につきましては有毒ガス、
1:58:44	の
1:58:45	これで変わっていないというところへ変更になった部分ではないのであくまで
1:58:51	令和2年の、
1:58:53	関戸家との整合性を確認したということで整理してございます。以上です。はい、規制庁イトウサイトウセTRHR以外についても同様ですね。
1:59:04	配当クエイクのスズキですはい、同様になっております。はい、承知しました。
1:59:09	それじゃ、次2。
1:59:16	ですね、
1:59:18	と。
1:59:20	CUWの方に行かせてもらいたいんですけど、
1:59:26	すいません少々お待ちください。
1:59:43	原子炉規制庁武です。ちょっとすいません先ほど健全性で、1個戻らせてください。14、15条のところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:51	RHRのところですね。
1:59:54	変更の理由のところに、本設備は設計基準対象施設であり、設計基準対象施設の機能として、保守点検を含めた、
2:00:03	試験検査性について、
2:00:05	適合性の確認が必要であり、
2:00:07	審査対象条文となる。
2:00:09	と書かれているんですけども、
2:00:10	今回 15 条として対象としているのは、
2:00:14	保守点検を含めた試験検査性だけでしたかね。
2:00:21	15 条の何について適合性が確認されなきゃいけないのかなっていうのが、
2:00:26	今ここだと、申請者立ってないなと思ってて、
2:00:47	当局のスズキです。申し訳ありません何ページ。
2:00:50	のところ通す。
2:02:30	はい。当局のスズキです。こちらの 15 条につきまして各項の要求事項がございますが、今回の残留熱除去系の主要弁に該当するところは、
2:02:41	2 コウノ、
2:02:44	保守点検に関するところが該当すると考えまして
2:02:49	このような理由として記載してございました。以上です。
2:02:54	原子炉規制庁畠山です。
2:02:56	それが申請者で欠けされているかっていうと、そうではないですよ、2 ポツ 1、2 ポツ 2、2 ポツ 3、2 ポツ 4 多重的分散とか、
2:03:06	悪影響防止、環境条件、
2:03:09	14 条ですけどね。あと操作性試験検査性に基づいて、
2:03:14	設計を行うことから、
2:03:16	という説明になってますよね。
2:03:20	今の記載だとそこまでの意図は読めない。申請書ベースでいうと、
2:03:28	まずは、どのように、
2:03:31	17 条 15 条の、
2:03:33	第何項に基づいて連携しているのかってことは、
2:03:37	補足でもまとめていただきたいですし、申請書でもそれがわかるように、
2:03:41	来ていただきたい。
2:03:44	以上です。1 度ご検討ください。
2:03:56	いや、
2:03:57	いえ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:59	規制庁伊藤です。すいませんちょっと20款以上、ヒアリングしていったちょっと遅くなってしまっているのですが、
2:04:12	今日はここまでにさせてもらえればなと思います。それで一つ確認なんですけど、
2:04:19	月曜日の午後に続きでヒアリングをやるということは可能でしょうか。ちょっとスケジュールの確認をさせてください。
2:04:32	技師の規制庁の武山さん、救急の予定、追加なので、今回答いたばかりで結構です。
2:04:41	例えば、
2:04:42	もう月曜日の朝一に回答いただくなり、皆さんのご予定があるはずなので、
2:04:50	ちょっとまずはそちらのご予定がつくかどうかは、このヒアリングはこれで閉めますけれども、
2:04:57	そのあとに、追って事務的に確認させていただければと思いますこれは東京支社通じてでお願いしますはい。
2:05:04	よろしいですか。はい。はいどうぞしました。
2:05:09	はい。瀬戸イトウですよろしくお願いします。
2:05:12	それじゃあヒアリングは閉めたいと思いますけれども、最後に何か規制庁側。いいですかね。
2:05:26	はい。東北電力側はよろしいでしょうか。
2:05:33	はい、東北電力、問題ありません。はい。
2:05:36	それでは本日のヒアリング以上としたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。